

参議院厚生委員会會議録第三十六号

昭和二十九年五月七日(金曜日)午前十一時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛一君
理事 大谷 繁潤君
常岡 一郎君
竹中 勝男君

委員

高野 一夫君
谷口三郎君
西岡 ハル君
安部キミ子君
藤原 道子君
堂森 芳夫君
有馬 英二君

政府委員
厚生省保険局長 久下 勝次君
事務局側
常任委員 多田 仁巳君
会専門員

説明員
大蔵省理財 牧野 誠一君
局資金課長

本日の会議に付した事件

○厚生年金保険法案(内閣提出、衆議院送付)

○船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険及び船員保険交渉法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(上條愛一君) それでは只今から厚生委員会を開会いたします。

厚生年金保険法案、船員保険法の一部を改正する法律案、厚生年金保険及び船員保険交渉法案、右三案を一括議題といたします。

御質疑を願います。

○藤原道子君 ひとつどこが出席してらんですか。

○委員長(上條愛一君) まだ見えてないんです。今呼んでおります。

○藤原道子君 大蔵省へちよつとお伺いしたのでございますが、昨日も要望しておいたわけでございますが、この資金運用部から貸出しております融資に対する利子はどの程度になつてゐるかというのを、先ずお伺いしたいと思ひます。

○説明員(牧野誠一君) 資金運用部資金の運用の利率につきましてお答え申し上げます。これは幾つかに分れておりまして、かなり低い利率のものもございまして、それから若干高目の利率のものもございまして、順に申し上げます。

長期国債、この利率は年利三分五厘から五分五厘といふことになつております。短期の国債は日歩一銭五厘、年利に換算いたしますと五分四厘七毛。次に一般会計及び特別会計の貸付金、これは年利六分になつております。

政府機関関係の貸付金、これは年利六分五厘でございます。それから地方債、地方公共団体の貸付金、これは年利六分五厘といふことに現在相成つております。それから特別法人債券及び貸付金、これは年利八分五厘。それ

から金融債、この利率は八分五厘。電源開発株式会社、これへの貸付金がございますが、これは年利六分五厘。それから旧特殊銀行、この債券、これは年利三分四厘から四分四厘、この間いろいろございまして、それから旧特殊銀行の貸付金、これは年利三分五厘から四分の間でございます。次に旧特殊会社債券、これは年利三分二厘から四分二厘といふことになつております。

それから最後に、旧特殊会社の貸付金、これは年利三分二厘から三分五厘といふことに相成つております。

○藤原道子君 これで、ここで計算しているあれがないのですが、利子の収入は年間どのくらいになつておりますか。

○説明員(牧野誠一君) 二十八年度を概算しまして三百五十八億くらい。これはまだ決算が済んでおりませんが、大体推定の数字でございます。

○竹中勝男君 それは厚生年金だけですか。

○説明員(牧野誠一君) これは資金運用部全体のものです。これは厚生年金だけのものではありません。

○竹中勝男君 厚生年金だけのものはどうなりますか。

○説明員(牧野誠一君) 実は資金運用部資金は厚生年金もございまして、そのほか郵便貯金その他いろいろものを一括して運用しておりますので、厚生年金だけの利子収入といふのはちよつとつかみにくいのでございます。

○藤原道子君 併しこれが、厚生年金のほうが八百三十一億九千八百万円です。

○説明員(牧野誠一君) 先ほども申し上げたことになると、それで割れば出るわけですね。

○説明員(牧野誠一君) 推定の方法はございまして、それでこの全体の中から厚生年金の占める割合といふようなものを一応推定したものは我々のほうで、これは推定の仕方はいろいろあると存じますが、一応推定しました数字はございまして、これは全く推定でございまして、四十四億七千四百方くらいといふふうに推定しております。

○藤原道子君 この利子はどのくらいに処理されておるのですか。

○説明員(牧野誠一君) これは厚生年金へ利子を支払うというものが大部分でございます。それから事務費を支払ひましてなお残りますものは、一般会計へ繰入れるということに相成るかと思ひます。

○藤原道子君 一般会計へ繰入れる利子はどれくらいになつておるのでしょうか、およそ推定で……。

○説明員(牧野誠一君) これも全体としては、資金運用部資金へ全体といたしまして十六億五千万円、これは最終的な見直しといふこととございまして、まだはつきり、決算の終了まで行つておりませんが、十六億五千万円といふふうに見ております。資金運用部資金全体としてのものでございまして、

○藤原道子君 そうすると、これは厚生年金だけとすると、どのくらいのおよそ推定になりますか。

○説明員(牧野誠一君) 先ほども申し上げましたこの運用利積金、これは厚生年金の分と推定いたしますが分が四十四億七千四百万円と申上げましたが、そのうち厚生年金の勘定へ払つておりますものが三十九億二千九百万、あと若干ございましてということになつております。三十九億二千九百万、それでその差額は五億とちよつとございまして、

この五億のうち、これもいろいろ割振りもございましてと存じますが、これが一部が事務費に充てられまして、それでその残りが資金運用部資金全体として一般会計へ繰入れるという十六億五千万円の中の一部に入つてゐるのじやないかといふふうに存じております。

○藤原道子君 この電源開発会社への利子は六分五厘ですか。七分五厘ではなくて、六分五厘ですか。

○説明員(牧野誠一君) 只今年利は六分五厘と申上げましたのは、これは現在現行の利率でございます。それで二十八年度運用分までは七分五厘でやつております。その点ちよつと申し落しましたが、現行は六分五厘でございます。

○藤原道子君 私予算委員会を出して頂いた資料に七分五厘と出ていたものでございまして……。そこでお伺いいたしますが、こうして保険のまあ勘定からいつて云々といふことで今までも質疑応答して来ているのでございまして、利率が少し上つて来たり年限の延長等々によつて、今度の改正案において相当改悪の面もあるものでござい

すが、我々はこの場合に、資金運用部に吸収されて、そこではかの郵便貯金その他に運用部審議会できめの方針で運営されて来ている。そうしてたとえ一部にしろ、その利子は国家財政の中に繰入れられておる、社会保険の中核として発足しているこの厚生年金保険において、国庫負担を二割五分で強行しようというところに、私たちはいろいろ無理が出て来る。こうしたところから勘案いたしまして、我々は三割を主張しておりますが、二割ぐらいの国庫負担ができませんというはずはないというまあ結論が出て来るわけなんです。

結局生活保護法は、何回もこゝで繰返した問題でございますが、国家の保障において生活を守られておる人、これは労働者は低額な賃金の中から月々貯金して積立てて来ているわけなんです。こういう点から行くと、全然性質は違つて来ているのです。にもかかわらず生活保護法よりも下廻るという点については、我々はどうしても納得が行かない。あなたにこういうことを申し上げたつても、これは無理でございますから、だから大蔵大臣に来てもらわなければ最後の締括りが我々としてはつかない気持なんです。大蔵大臣は今日どんなことをしても、ちよつとお出まし願うということは無理なんではないか。それともあなたからこれに対する責任ある答弁がお伺いできるのではありませんか。

○説明員(牧野誠一君) 只今の生活保護法との比較という問題は相成りますと、これは国の政策全般に關係いたしますし、大蔵省といたしまして、恐らくその財政金融政策全般に影

響がある問題だと存じておりますので、それでこれについて我々からどういたしますというふうな回答はちよつといたしかねる次第でございますが、現在のところは、この程度のことと漸進的な進歩ということとを止むを得んじやないかというふうには感じております。

それから大蔵大臣は只今はかの委員会が大分いろいろ取込んでおるのでございまして、それでちよつとこちらへ出席するという見通しがどうもつかないような状態のように承知しております。悪しからず御了承をお願いしたいと思います。

○藤原道子君 私は課長からは、この利率その他のことをお伺いすればそれでもうこれ以上伺うことは無理だと思ひますから、これで結構でございますが、大蔵大臣はほかの委員会へ出ていくというけれども、他の委員会も重要法案だらうと思ひるのでございまして、この厚生年金保険法案は非常に重大だと思ひるので、少しぐらい時間を外して出られたいというはずはないと思ひますが、これはどういふ理由なんですか。

○委員長(上條愛一君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(上條愛一君) 速記を始めて下さい。

○藤原道子君 今度、保険局長にちよつとお伺いしたいのですが、昨日大臣の答弁の中に恩給が五十五歳で、この年金から行くと六十歳になる、給付開始が六十五歳、というのを労働委員長から追及されたらば、将来は恩給をこれに合わせるというふうなことを言わ

れたのですがね。とんでもない話だと思ひるのでございまして、そういうふうな意図で計画が進められているものではないでしょうか。その点一つこゝでちよつとはつきりしておいて頂きたい。

○政府委員(久下勝次君) 年金の支給開始年齢、恩給の支給開始年齢というのを両方比較いたしますと、御指摘のように、五年間の開きがあります。これは私も承知いたしております。私も実は率直に申し上げて、恩給とこの年金というのとは、よほど性格が違うものであるというふうに考えておるものでございまして。申すまでもなく公務員として一定の期間勤続いたしましたものに對して支給されるものでありますから、一方からだけいたしますと年金と余り変りがないように考えられますけれども、これは人事院で退職年金制度につきまして最近勧告をいたしましたその責任者の公開の席上での話によりまして、公務員に対する恩給、或いは退職年金というものは、民間会社におきましてこの厚生年金と退職金というふうなものとは合さつたものである、比較をいたしました場合に、合せたものとして両方比較するような考えであるというふうなことを説明いたしておるのでございまして、私もまたさうに考えておるものでございまして、それを厚生年金だけを引抜きましたものを比較いたしますと、自身若干私は無理があるのではないかと思ひます。

これは性質の相違から、又開始年齢といふものについての差も出て来る点があるのではないかと、ただ併しえておるものであります。ただ併しながら退職金と言ひ、或いは生活保

障、社会保障と申しまして、私自身も実は現在明確にこゝまでが生活保障の性格を持つところの社会保障であり、それから先が退職金であるというふうな明確な区分を定めることはむづかしい問題でもあるし、又今日の段階におきましては、そこに明確な区別をつけようとは、見ようによりまして、又社会保障としての年金制度の将来の内容的な発展の芽を摘むようにも考えられるわけでありまして、そうした考え方から、又区別が困難であるというところから、どこまでが退職金で、どこまでが生活保障であるという区別はつけがたいのでありますけれども、私もとしては、少くとも両極端を考えた場合には、さうした両方の性格を持つたものが恩給であり、そのうちの生活保障としての最低限度のものも保障するものが年金制度であるというふうな考えを併せておきますので、さういふところからいろいろ議論を發展さして参りますれば、その辺の差は或る程度止むを得ないのではないかと申すのであります。併しなから大臣が申上げて申述べたのは、恐らく私は推測を加えて申述べたのでございまして、恩給の中にも生活保障としての或いは社会保障的な性格を持つた部分が含まれておるといふ意味合いにおきまして、将来の社会保障の統合という形に実現をいたしました場合には、大臣の考えは六十歳開始というふうな線に揃えるという気持だろつと思ひます。ただ現在の恩給が単に年金と完全に性格の同じものでないという考え方があり得ると思ひますので、さういふ意味合いにおきましては、若干の差がありまして、現段階におきましては、止むを得ない

のではないかと、さういふふうな考えておるものでございまして。

○藤原道子君 しばしば退職金の問題が過日から出ておるのでございまして、大企業の退職金、大企業には退職金が確かに或る程度出ておりますけれども、これは退職金に対する考え方があるが、これは退職金に違ひのでありますから、これは議論になりますから、そこで大企業に働いておる労働者の数、それからいわゆる中小企業に働いておる労働者の数、これをどういふふうにお考えになるか。それから中小企業などは退職金どころでなく、最近では賃金不払までも起つておる実情なんです。ここに問題がある、これについては局長はどうお考えですか。

○政府委員(久下勝次君) 私はこの厚生年金制度を考えます際に、退職金が出る事業所があるということ、又これのない所があるということ、この問題を実は非常に重視してこの制度を考えたつもりでございます。実は一部の論者は退職金制度があるのだから、又厚生年金制度が終戦直後から今日に至るまで殆んど眠つてゐる状態にあつたので、一方において我々は退職金制度というものを大幅に確立しなければならぬというふうな羽目になつて来ておるのだ、さういふことを前提にして厚生年金制度を考えるべきであるというふうな相当強い意見があつたのであります。が、私もそれはそれにはさういふふうには全然左祖をいたしておりません。問題はむしろ退職金制度の内容が、今御指摘の中小企業というものを着けなければならぬ、それを通じて全体を包含して、そのいずれにも通ずる制

度を厚生年金として打立てて、退職金制度というものは、厚生年金制度が打立てられたあとに附加的にできるところでやつて行くという制度であるべきであるという考え方をもちまして、この制度を考えたつもりでございます。従いましてそういう意味合いにおきましては、私どもとしては、今いろいろ御意見がございましたけれども、内容的にも極めて不十分であるという御指摘は知っておりますけれども、今日の日本の経済全体を考えまして、中小企業に働く労働者並びに中小企業の事業主の負担力なども考え併せまして、一足飛びに急激な改善も望めませんので、若干不十分なことは承知いたしながらも、そうした全般的な中小企業をも含めた各事業に適用されるということとを考へ併せまして、この制度を考えたつもりでございます。お答えになつたかどうか存じませんが、さような考へ方でやつておりますので、退職金を前提にしてこの制度を考えたものではございません。むしろ退職金というものは頭におかずにこの制度が、年金制度というものが一般労働者に対して先行すべきであるというように考へておるのでございます。

○藤原道子君　そこでお伺いしたいのでございますが、労働寿命の点において、いわゆる公務員と一般労働者と比較した場合に局長はどういうふうにお考えになっておりますか、どちらが長いとお考えになっておりますか。

○政府委員(久下勝次君)　それは私はいくには申せないと思ひます。いわゆる厚生年金保険の被保険者になつております一般労働者の中にも坑内夫が適例でございますが、これは重労働に従

事しております労働者もあれば、いわゆるホワイト・カラーと称せられて、公務員と同じような勤務状態をしていられる者もあるわけでございます。従いまして、一般的に比較は困難であると思ひます。なおそうした各職種の労働年齢というものにつきましては、甚だ遺憾ながら今日まで我が国には統計的な資料がございません、従つて確信を持つたお答えもいたしかねますが、単純に私は比較できないのではないかと、こう思つておる次第でございます。

○藤原道子君　いつまでも私は年齢にこだわるようでございますけれども、どうしても私は納得できないので、なお重ねて御質問するのでございまして、五十五歳の停年制で支給開始が六十歳、公務員の場合は五十歳から支給開始になるという場合に、公務員の方はそれで済むのです。軍人恩給だつて五十五歳になつておる。それをどうして厚生年金が五十五歳の停年制であるのに支給開始を六十歳にしなければやつて行けないのか、これも重ねて私は質問いたします。

○政府委員(久下勝次君)　六十歳にしなければやつて行けないという意味ではないのでございまして。五十五歳を六十歳に引上げましたのは、先日来たたびたびいろいろ理由を挙げて御説明申し上げておるのでございまして、一つには、大臣がたび／＼申上げておりますように、私も自身も年金制度として将来厚生年金保険というものが各種年金制度の中核になるものと考へておるのでございまして。現在でも二十三万事業所、七百五十万を超える被用者を抱えております。その数は現在の適

用範囲だけにおきましても年々増加をして参るのであります。更に本委員会におきまして各委員のかた／＼から問題にされましたように、被用者保険と名を打つておりながら、今日の年金制度の適用の範囲は大きな面におきまして、即ち五人未満の事業所が未適用になつておるといふ点におきまして、被用者保険としては私どもは完全な形でないと思つておるのであります。そうした問題は約束を申上げております通り、自信のある、確信のある資料を至急に作りまして、適用範囲を拡張し、そしてそのことによりましていよいよ被用者保険としての本来の姿を近い将来におきまして実現しなければならぬというふうに考へておるのでございまして。そういうふうになるということを前提として議論をして参ります場合には、私はいよいよ被用者保険としてこれが統制され、又公務員その他各種の独立した年金制度につきましても、通算調整の措置がとられるという近い将来の姿を考へてみまするときには、いわゆる労働者が五十五歳で隠居してしまうのだというふうな形は、日本の現状でもすでにそうなりつ

つてございまして、十五年、十年という、そう遠くない将来の姿を考へましても相当無理があるのではないかと考へる方に立つておるのでございまして。この間先日も数字で申し上げましたように、少し先のことになりまして、五十年後の年金受給者の総数は五百三万、約五百万を超える数字になるわけでございます。これに被用者が被保険者期間中には一・七倍であります。恐らく年金受給者が老齢になれば被用者は減ると思ひますが、仮にこれを

一・五とみましても、千二、三百万人の人々が年金によつて行くというところになるわけでありまして。ところがこれは六十歳開始という前提に立つて、そういう計算をしておるのであります。これを五十五歳開始ということにすれば恐らく、正確な数字は出ておりませんが、人口に対して更に二、三割は多く見なければならぬと思つております。私どもの計算は先日申上げましたように、一応こうした長期保険であります。人口の動態の移動等を考慮に入れますと、現在の人口は将来も続くという前提で計算いたしておりません。そうしますと八千三百万人の人口のうち、只今私どもが計画しておりますところでは千二、三百万人の人口がこれに順つて行く、更にそれが五十五歳になりましてその二、三割増しの人口が年金に頼るといふ制度のはつきりした実は恰好になるわけでございます。この点が日本のような状態の国におきまして果して適当であるかどうか。それをそのときになりますれば、結局生産年齢人口にありますが、自分たちの給料のうちから保険料を納めることによつて老齢者を養つて行くことと申しますか、そういうふうな形になるのでございまして、私どもとしては今日の統計の示す数字から申しまして、今直ちに無理はないと思ひますが、将来の姿としては六十歳ぐらいから初めて隠居すると申しますか、仕事を離れて年金で生活をして行くというふうな形になることは、それが全体の姿としても望ましいことではないかというふうにお考へておるのでござい

ます。○藤原道子君　もうしば／＼繰返されたいことと同じことを繰返すだけでござ

いますから、私はもう質問は大蔵大臣に若干やるだけでよろしいと思ひますが、極めて近い将来にこういうような労働者の労働状態を資料として出されるというところですが、それはいつ頃出される予定ですか。いつ頃までにできる予定ですか。

○政府委員(久下勝次君)　期間を限つて申上げるわけには参りませんけれども……。

○藤原道子君　期間を大体聞かなければ……。

○政府委員(久下勝次君)　これは具体的に調査してみますと、私が申し上げた近い将来にというのは五人未満の事業所の調査は、早速私どもは本年度から着手いたします。併しこれは着手した資料をお示しするということは今年のうちでもできると思ひますが、五人未満の事業所に本当に拡張できるかどうかという結論を出しますのは、私は現在の見通しとしては約束したしかねます。これには私どもの想像ではたゞ／＼申上げますように、相当標準報酬が低くなる見込でございまして、そうすると年金の複利計算の上に大きな影響があり、これは結局は保険料率なり、国庫負担というふうな問題に響いて参りますから、そういう問題の見極めを付かせないと、私どもが原案を作つて御審議を頂く段階まで今年のうちに約束できるかどうかかわらないのです。調査した資料だけをお示しするのであれば今年のうちでもお示しできると思ひます。そういうつもりでおります。

○委員長(上條愛一君)　ちよつと私資金課長にお伺いしたいのでございまして、厚生年金の積立金というものは運

用部資金に繰入れられて、その運用部資金というものは今御説明になつたように、それらの方面に異なつた利子で運用されているわけですが、そうすると厚生年金の積立金というものは、結局利子というものは積立金の元金に少しも繰入れられておられないという結論なんですね。

○説明員(牧野誠一君) 先ほど申し上げました数字のうちの厚生年金特別会計の支払利子額の三十九億二千九百九十四万四千五百八十九円と、厚生年金特別会計の積立金に繰入れられているというふうに承知しております。

○委員長(上條愛一君) それだけはつまり元金に繰入れられていると、こういうことですか。

○説明員(牧野誠一君) そうです。

○政府委員(久下勝次君) ちよつと私から具体的に……、今委員長からお話のございました点は、私どもの厚生年金特別会計の中では、次のような取扱をしております。毎年入つて参ります保険料収入と、それから今説明のありました運用収入と私どもは言つておりますが、利子収入一般会計からの負担金がございまして、そういうものを全部歳入に立てまして、そうしてその年度ごとに必要な保険給付を中心として歳出予算を組みまして、そうして差額を年度の終りに又資金運用部に預けるというふうなやり方をしているわけでございます。例を挙げて昭和二十九年の予算で申上げますと、保険料収入は三百三十三億、運用収入が五十三億、それから一般会計からの受入金、これは給付費の国庫負担でありまして、これが八億八千万円、その他合計いたしました三百九十五億七千万円と

いうのが厚生保険特別会計年金勘定の歳入でございまして、これに對しまして保険給付費を中心とする歳出は六十九億七千万円でございます。三十九億七千万円から六十九億七千万円を差し引きましたものが昭和二十九年度の決算によりまして運用部のほうに再び預託されるというふうなやり方をしております。なお細かいことでございますが、こういうふうな相当な額が、只今の当分の段階におきましては、余裕がございまして、私どもは保険料の収入を毎月々々やつておりますが、或る程度金が溜りますとその都度預託をしております。予算の見通しを立てながら成るべく長期の有利に廻るようには預託しているわけでございます。最後に決算をいたしましたときにまとめてやるというふうな計画をしております。

○委員長(上條愛一君) それでもう一つお伺いしたいのですが、この厚生年金に對する政府の支出というものは一割五分ですか、ですが、まあ恩給その他に對しては相當な国家が支出をしておる、こういう実情なんです、で、將來はいずれも国民年金制度として統合すべき運命にあると思うのです、が、そういう建前から考へて、この厚生年金の給付を労使双方が三分の一ずつ、それから政府が給付の三分の一負担するということなことは、厚生年金の保険経済の上から考へると非常な無理なことになりませんか、見通しはどうなんですか。

○政府委員(久下勝次君) 私どもは実は率直に申しまして、私的な見解になります、將來の姿としては、そういう姿が望ましいと考へておるもの

であります。ただ現段階におきましては、いわゆる被用者保険と先ほど申し上げましたように、極めて一部の雇用者、労働者のみに適用されておる段階であります。漸次これが適用が拡がって行くわけでありまして、厚生年金保険につきまして、大幅な国庫負担の増額が、現段階では相當理論的にも無理があるじやないか、国家財政の問題は抜きにいたしまして、一部の被用者にだけ適用されておるような現段階におきましては、大幅な国庫負担を要することは無理じやないかというふうに考へておるわけでありまして。

○委員長(上條愛一君) それでは理論的に言へば、現在の厚生年金が労働者の一部分だから、そういう理論的に言へば、三分の一負担するということとは理論に合ふんというふうな御意見ですが、それならば恩給というものもこれは国民の一部であるわけですから、従つてその一部分だからそういうことは理論的に合ふんというふうな御意見ではないか。無論將來この全労働階級、五人以下にも及ぼすということになれば、相當な国家的負担も三分の一負担するということには重くなることは当然ですけれども、これはやはり今恩給のためには國家は相當な支出をしておる、而もやはり國家の産業を担うて立つておる厚生年金の年金に對しては、パーセンテージは極く僅かだ、こういうことはやはり國民として納得の行かぬ点になるのではないかと考へるので、我々としては將來やはり國民年金制度という全國民に及ぼすという建前から、國家は財政資金の許す範囲においてやはり労使は三分の一ずつ、それならば政府も三分の一程度は支出して行

くという建前を考へることが妥當ではないかどうかとまあ考へるのです。

○政府委員(久下勝次君) 実は今恩給を例にとられて比較されたのでございまして、同じ公務員でございまして、雇用人に適用されております共済組合の年金給付に對しましては、現行の厚生年金保険と同じように一割の国庫負担でございまして、それから昨午国会を通過して現に実施されております私学教職員に對する国庫負担もやはり一割でございまして、そういうような例はほかにあるわけございまして、それと

もう一つは、恩給につきましては、何度も申し上げるようございまして、事業主としての國家が自分の使つておる公務員に對して退職時に支給するいわゆる一般の退職金に相當する部門が純念的には含まれておるものと、こういうふうな考へられますので、その意味におきまして、国庫負担を直ちに厚生年金の場合と比較することも私も如何かと思つております。ただ、今申し上げました私学教職員或いは一般の國家公務員共済組合、これは府県の職員にも適用されておりますが、これについては、やはり一割のまま据置かれたにもかかわりませず、今回厚生年金保険につきましては、一般的に一割五分という五分だけの負担の増額が認められまして、ということ、この厚生年金保険制度に對する政府の考へ方が十分ではないにいたしまして、御了承を頂けるのではないかと考へておるような次第であります。

○竹中勝男君 今の年齢の問題について、労働人口の年齢に關する調査ということになると思つたのですけれども、これは別に簡單ではないのですか、と

思つたのです。例えば産業別、できるだけ産業別或いは職種別で、重労働に相當する労働年齢の構成がどういうふうな、構造がどういうふうなものであるか、特に五十五歳以上の労働者でいわゆる重労働にどれくらい年齢の人が雇用されておるかという点、さへはつきりすれば、藤原委員が要求しておる資料は出て来るのではないかと考へるのです。その点を先づ局長さんにそういう調査ができるでしようかという点を……。

○政府委員(久下勝次君) 余り理想を追いませずに、或る時の断面を見るといふようなことでございまして、おつしやる通り比較的簡単にできると思ひます。ただ、こういう制度を立てます上には、やはり労働環境の移動と申しますか、そういう問題も、つまり現在働いておるのは過去においてどういふふうなことをしておつて、何年という事業体に従事しておるかといふような面まで調べませんと、實際は年金制度の資料としましては不十分な点がございまして、慫を言へば限りがないのでございまして、私どももいたしまして、一応おつしやる通りに、できるだけ短時間に集められる資料は先ず取つて検討しながら、更にそれを突つ込んで行くというふうなやり方をとりたいと思つております。お話のように労働の実態について、まだ厚生年金の立場からも欲しいような資料が必ずしも十分に揃つておりませんが、御指摘のような筋で漸次資料を整えて結論がつけばそれから手をつけて行くというふうなことで行きたいと思つております。

○竹中勝男君 労働省には多少さうい

う資料があるのだらうと思いますが、これはやはり厚生省としてしつかりした調査をこういふ今後の年金とかいろいろな人口に対する調査はやはり整えて置いて頂きたいと思うのですが、五十五歳ということにこだわつておるわけなんですけれども、官吏の、公務員の五十五歳というのは、実際はやはりあつたかえらるからというよりは人口問題、労働雇用の問題に私は関係して来るのだらうと思うのですが、又これは経済、地方財政なり国家財政の上からもそうでしょうけれども、やはり年を取ればそれだけ賃金報酬が高くなるから、即ち経営の点からも一つの政策だと思ふのですが、そうすると私は前から申しておる通りに、労働厚生年金の受給開始年齢を五十五歳にしておくといふことも、日本の経済の現在からすれば合ふのではないかと思ふのですが、即ち安い賃金、低賃金制にはこれはやはりマツチしているわけですが、それから成るべく若い者を雇用したいといふ事業主の希望にもこれは合つてゐるわけだと思ふのですが、こういう点ではやはり五十五歳という現実、五十五歳或いは二十年先に六十歳といふことが私は理想じゃないかと、どうもそういうふうに考えられるのですが、少くとも現在のように雇用量が少くて、労働人口が非常に過剰だといふ段階では、やはり何とかもう五十五になつたからほかの仕事を探してもらふ。或いは年金で生活して行く、他に賃金補給で済むような仕事に従事してもらふ、そうして若い者にどん／＼職を与えろといふことが、私は労働政策の上からも、或いは経営の上からも、まあ日本資本主義の現在の段階ではこれが

一番適正な年齢じゃないかと私も考えてゐるわけですが、そういう点でどういふふうにお考えですでしよう。

○政府委員(久下勝次君) 只今のお話の点に似たような意見がこの法律案を審議いたします際に、経営者側から盛んに一時言われた。それは若しもこれを急激に六十歳に上げるといふことになれば、現在は停年制によつてどんな首切る、そうすると、新規の雇用を受入れる余地がなくなり、五年間延びるということ、従つてそういう雇用の、新規雇用を受入れられなくなるような体制になることは困ると、責任がとれんといふようなことを極めて当初の間におきましては、そういう意見が相当強く述べられたのであります。その当時におきましては、私どもの案自身も二十年といふような長期間でなしに、せい／＼十年間くらいで六十歳にしてしまおうといふような、多少急進的な考え方を持つておつたこと、それから、そういう批判がございまして、その後案を直しまして、二十年後に、具体的に申しますれば、この法律施行のときに三十九歳の人六十歳になつたときに初めて全部が六十歳になるといふような、漸進的な方法をとるといふような方針になりましたところ、それであれば賛成である、こういうようなことになりまして、経営者といつたしましてはこの案に賛成をされたわけでございます。それで確かに私は現実の今の段階におきまして、これをいきなり六十にするといふことは無理であらうと思ひます。それ故にこそ実は相当長い経過的な措置をとつたつもりでありまして、私どもとしては、今お話のよ

うに個々の企業を考えまして、特に公務員の制度を今御例になりましたけれども、公務員としては確かにお話のように私も人事管理的な問題で、この五十五歳の年金開始或いは四十五歳から若年停止といふような考慮もございしますが、そういうようなことによつて四十五でやめても半分はもらえんといふような制度をとつておりますのは、主に人事管理的な面があるのであらうと思ひます。そのことはその者が四十五歳なり五十歳でやめて遊んで食つて行くといふつもりではなくて、やはりどこかで働いて行くであらうといふような考え方をとつておるものと思ふのでございまして、厚生年金のようになん／＼幅が広く適用されて行きますものにつきましては、その考え方は私は簡単に取入れられないのじやないか。やはりどこかで勤労者として生きて行く以上、農地でも持つて郷里に帰る所のある人は格別でございますが、いやしくも勤労者として働く人はやはり一生勤労者として働くであらうと思ひますから、そういう意味合いにおきまして、適用範囲の拡張と相待ちまして、私どもは一企業だけを見ますとそういうことがございするけれども、全体の被用者としての立場を考えました場合には、やはり六十歳までは何とかして働いて食つて行くといふような態勢をとらざるを得ない。これが日本の将来の必然的な姿ではないか、こういうふうにお考えおるのでございまして、結局結果におきまして、竹中先生のおつしやるのと結論的には同じであります。現段階においては急激にやることは無理でありますので、極めて緩やかな、漸進的な措置をとつたと

いう考えでございします。○委員長(上條愛一君) 速記をとめて下さい。○委員長(上條愛一君) 速記を始めて下さい。これで一時休憩いたします。午後零時五十二分休憩。○委員長(上條愛一君) 速記を始めて下さい。○委員長(上條愛一君) 速記を始めて下さい。五月六日日本委員会に左の事件を付託された。一、厚生省関係法令の整理に関する法律案。○予備審査のための付託は四月二十日。

昭和二十九年五月十八日印刷

昭和二十九年五月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局